

令和 7 年

第 2 回市議会定例会 議案第 7 号

函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の
一部改正について

函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 2 日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の
一部を改正する条例

函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和 5 2 年函
館市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 2 項中「一部（2 時間を超えない範囲内の時間に限る。）」
を「全部または一部」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

（提案理由）

職員が部分休業の承認を受けて 1 日の勤務時間の全部について勤務し
ない場合等に給与額を減額することとするため